

貸付協定

(目的)

第 1 条 (以下「所有者」という。)、狛江市及び (以下「開設者」という。) は、市民農園の用に供する農地 (以下「特定貸付農地」という。) の適切な管理及び運営の確保、特定貸付農地が周辺地域に支障を及ぼさないことの確保及び特定都市農地貸付けを中止し、又は廃止する場合の特定貸付農地の適切な利用等の確保等を図るため、次のとおり協定を締結する。

(協定の区域)

第 2 条 この協定の区域は、別表に掲げる土地とする。

(特定貸付農地の適切な管理及び運営の確保に関する事項)

第 3 条 開設者は、特定都市農地貸付けを受けた者 (以下「借受者」という。) に対して行う農作物等の栽培に関する指導体制を整備するものとする。

- 2 開設者は、借受者が契約期間中において正当な理由がなく特定都市農地貸付けを受けた農地 (以下「借受農地」という。) の耕作の放棄又は管理の放棄を行ったときは、借受者に対して借受農地の耕作又は管理の再開を行うよう指導しなければならない。
- 3 開設者は、借受者から返還を受けた農地又は貸付けていない農地について適切な管理を行わなければならない。
- 4 開設者は、借受者が他の借受者の利用の妨げにならないように指導を行うとともに、借受者間に紛争が生じた場合は適切に仲裁しなければならない。

(特定貸付農地の利用が周辺地域に支障を及ぼさないことを確保するために必要な事項)

第 4 条 開設者は、市民農園の整備に当たり、既存水路を分断する場合、既存の農業用水を利用する場合等は、水の利用、排水等について地域の関係者と調整を行わなければならない。

- 2 開設者は、地域において行う航空防除、共同防除等の病虫害の防除の計画を把握し、借受者に適切に指導するものとする。
- 3 開設者は、借受者が市民農園の周辺の住民、周辺農地等に迷惑を及ぼさないよう指導しなければならない。

(特定都市農地貸付けを中止し、又は廃止する場合において、特定貸付農地の適切な利用等を確保するために必要な事項)

第 5 条 開設者は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律 (以下「都市農地貸借円滑化法」という。) 第 11 条の規定により準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する

法律（以下「特定農地貸付法」という。）第3条第4項の規定による特定都市農地貸付けの承認の取消しがあったとき又は特定都市農地貸付けを中止若しくは廃止するとき（別途締結する賃貸借契約の期間が満了した時を含む。以下同じ。）は、特定貸付農地を原状に回復し、農地の所有者に返還するものとする。

- 2 開設者は、特定農地貸付けを廃止する場合は、借受者に対し6箇月間の予告期間をおいて行うものとする。
- 3 開設者は、都市農地貸借円滑化法第11条の規定により準用する特定農地貸付法第3条第4項の規定による特定都市農地貸付けの承認の取消しがあったとき又は特定都市農地貸付けを中止若しくは廃止するときは、現に適切な利用をしている借受者の利用の継続ができるよう他の市民農園のあっ旋を行うものとする。
- 4 狛江市は、前項の規定による他の市民農園のあっ旋が円滑に行われるよう、開設者に対し必要な助言、指導その他の支援を行うよう努めるものとする。

（開設者が狛江市及び所有者に対して行う協定の実施状況についての報告に関する事項）

第6条 開設者は、市民農園の適切な管理及び運営の状況、周辺地域への支障の回避措置等について、狛江市及び所有者に開設日から1年経過する毎に報告しなければならない。

（実施調査等）

第7条 狛江市及び所有者は、市民農園の管理及び運営の状況、周辺地域への支障の回避措置等について確認するために協力して、必要に応じて実地調査、関係者からの聞き取り等による調査を行うものとする。

（協定に違反した場合の措置）

第8条 所有者は、開設者が第3条第2項及び第3項又は第4条第1項から第3項までの規定に違反したと認めるときは、開設者と締結する賃貸借契約を解除するものとする。

- 2 前項の規定により賃貸借契約が解除されたときは、開設者は、自らの負担で市民農園の用地を原状に回復し、所有者に返還するものとする。この場合において、第5条第3項及び第4項を準用するものとする。

（開設者が特定貸付農地を適切に利用していない場合の協定の廃止）

第9条 狛江市は、開設者が正当な理由なく特定貸付農地の管理の放棄を行っている等、特定貸付農地を適切に利用していないと認める場合は、本協定を廃止するものとする。

- 2 前項の規定により本協定が廃止されたときは、開設者は、自らの負担で特定貸付農地を原状に回復し、所有者に返還するものとする。この場合において、第5条第2項から第4項までの規定を準用するものとする。

（補足）

第10条 この協定において定められた事項について疑義が生じたとき、この協定を変更する

必要が生じたとき及びこの協定に定めのない事項が生じたときは、その都度所有者、狛江市及び開設者の三者で協議の上、定めるものとする。

2 開設者は市民農園事業計画を変更したい場合には、狛江市に市民農園事業計画変更申出書を提出するものとする。

3 所有者及び開設者は、本協定のほか、法令等を遵守するものとする。

本協定の証として、本書3通作成し、所有者、狛江市及び開設者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年3月14日

所有者

印

狛江市 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市長 松原 俊雄 印

開設者

印

別表

土地の一覧表

番 号	土地の所在	地 目	利用状況	面 積 (㎡)
1	狛江市中和泉五丁目50番の一部	畑 (市街化区域)	畑	1,100
2	狛江市中和泉五丁目51番1の一部	畑 (市街化区域)	畑	150
合 計	計 2 筆			1,250